

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 春日部松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
春日部市樋籠字柳原五一七番 一地先から 同市牛島字向川島九六八番一 地先まで		区 間
八・九六〇 三九・五三	八・九六〇 三四・三九	敷地の幅員 (メートル)
二六八・二二		(メートル) 延 長
平成七年二月二十四日付 け埼玉県告示第二百二十九号で告示した道路予定 区域の変更である。		備 考